

＜青森みちのく＞自動振込サービス規定

2025年1月1日現在

1. 契約の成立

株式会社青森みちのく銀行（以下「当行」といいます。）は、申込者本人（以下「依頼人」といいます。）からこの規定の取引に係る、「自動振込サービス申込書」の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. サービス概要

自動振込サービス（以下「本サービス」といいます。）は、申込者本人（以下「依頼人」という）が予め指定した振込日に、依頼人名義の預金口座（以下「申込口座」といいます。）から振込金額を引落とし、指定の預金口座（以下「振込口座」といいます。）に振込むものとします。

3. 振込資金と各手数料の引落とし

(1) 本サービスにより振込を行う場合は、依頼人は次の振込手数料および取扱手数料を、申込口座から自動引落としにより支払うものとします。

なお、各手数料に改定があった場合は、改定日以降は新手数料を適用するものとします。

(税込)

取扱手数料	都度引落とし・・・取扱1件につき110円		
振込手数料 (都度引落とし)	仕向先	3万円未満	3万円以上
	同一店あて	無料	
	本支店あて	110円	220円
	他行あて	270円	440円

(2) 申込口座からの振込金額および各手数料の引落としにあたっては、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座預金規定に係わらず、通帳、カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出を不要とし、振込金額と振込手数料と取扱手数料を別々に引落としします。

4. 振込ができない場合

指定した振込日の午後3時までに振込資金（振込金額＋振込手数料＋取扱手数料）が申込口座に入金されない場合および振込口座が解約済等の事由により振込できない場合は、その月の振込は取り止めるものとし、その際、依頼人に対し特段の連絡は行わないものとします。

5. 領収書の発行

本サービスによる振込金額および各手数料に係わる領収書の発行は行わないものとします。

6. 届出事項の変更

本サービスの取扱い期間中に振込口座、振込金額等の届け出内容に変更が生じた場合は、当行の申込口座のある店に直ちに届け出るものとします。

7. 解約

残高不足の理由により本サービスが度々不能になる等、取扱いの継続に疑義が生じた場合は、依頼人に通知する事なく本サービスを解除する場合があります。

8. 免責事項

本サービスの取扱について、仮に紛議が生じても当行の責めによる場合を除き、依頼人と受取人との間で遅滞なくこれを解決するものとします。

9. 契約期間

本サービスの契約期間は、取扱い開始日から原則 5 年以内とし、取扱期間終了後本サービスは自動的に解約されます。

10. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上